

公益財団法人 大分県アイバンク協会 寄付金取扱規定

- 第1条 この規定は、定款第6条の規定に基づき公益財団法人大分県アイバンク協会（以下「この法人」という。）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 この法人が受領する寄付金は、寄付者が使途を特定せずに寄付した一般寄付金と寄付者があらかじめ使途を特定した特定寄付金とする。
- 第3条 この規定における寄付金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。
- 第4条 この法人は常時、寄付金を募ることができる。
- 第5条 一般寄付金は法人会計に使用するものとし、特定寄付金は寄付者の特定した用途に使用するものとする。
- 第6条 寄付金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を寄付者に送付するものとする。
- 第7条 この規程を改正する場合は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は公益財団法人の設立の登記の日から施行する。